

# 「税務システム（千葉県）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）の概要

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

地方税の賦課徴収に関する事務において特定個人情報を保有・利用する。

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

地方税の賦課徴収事務において、本県では以下のシステムを利用する。

- ①税トータルシステム（基本情報、課税、収納、滞納の事務処理を管理）
- ②住民基本台帳ネットワーク（個人番号の取得、個人の氏名・住所の照会）
- ③国税連携システム（所得税の確定申告書情報の授受）
- ④中間サーバー（番号法の規定に基づき、情報提供ネットワークを通じてやりとりする特定個人情報の授受）

### 3. 略

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化のため使用する。

個人番号の利用により個人の正確な特定が可能となり、利便性の向上が期待される。

### 5及び6 個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携

番号法第9条、第19条の規定により、地方税については利用が認められている。

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 略

### 2. 基本情報

税トータルシステムでは、税の賦課徴収の事務に使用するため、個人番号・基本4情報、電話番号、減免判定に必要な障害者情報等の個人情報を保有している。

### 3. 特定個人情報の入手・使用

税トータルシステムは、申告書や届出書のほか、上記Iの2の各システム（庁内関係課、国、市町村等）から磁気媒体等により特定個人情報を入手している。

なお、税トータルシステムについては、特定個人情報の取得にあたり、関係システムと専用線で接続されていない。（セキュリティの確保を図っている。）

また、情報の取得は、番号法、地方税法等、法令の定めに従って行われるもののみである。（目的外取得はない）

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

①税トータルシステム、②国税連携システムについて、外部業者に保守運用を委託している。

## 5. 特定個人情報の提供・移転（上記4以外）

上記4の委託先以外では、本県で課税しない（転居により本県に住所を有しなくなった等）者の所得税の確定申告書データを他都道府県に提供（回送）している。

## 6. 特定個人情報の保管・消去

地方税については、①税トータルシステム、②国税連携システム、③中間サーバーとも専用のデータ室で厳重に管理されている。

また、使用しなくなったデータについても随時適正に処理される。

# Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

## 1. 略

## 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステム以外）

入手する方法として、

- ①本人からの申告・届出
- ②他機関（庁内、国、市町村等）
- ③システム（国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム）からの情報取得が想定されるが、

- ・ いずれも法令等の規定に基づく情報の入手であり、法令に基づかない、不適切な方法による情報の取得はない。
- ・ 特定個人情報の取得にあたっては、本人確認及び真正性の確認を行う措置を施している。
- ・ 特定個人情報をした際、情報が漏洩することのないよう、特定個人情報の保管場所を定めているほか、データについては施錠のかかる棚に保管するなど対策を施している。

## 3. 特定個人情報の使用

### リスク1 目的を超えた紐付け

地方税については、税務に関係のない情報を保有しない。

### リスク2 権限のない者によって不正に使用されるリスク

特定個人情報を取扱うにあたっては、職員・委託先ともID及びパスワードで管理されており、誰がアクセスしたか記録が取られている。

### リスク3 従業者が事務外で使用するリスク

特定（本課）の税務職員以外は特定個人情報（データ）のコピーが制限されている。

#### **リスク 4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク**

上記の他、委託先についてもバックアップ処理出来る者を制限しているほか、契約においてデータの保護・管理について計画書の策定を義務付けている。

#### **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託**

委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記仕様も併せて契約しており、ファイルの使用制限、使用した記録、情報の提供、情報の消去についてそれぞれ方法を定めている。

#### **5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワーク以外）**

国税連携ネットワークシステムによる情報提供があるが、同システムについては、「一般社団法人 地方電子化協議会」（各地方公共団体からの出資）が運営管理を行っており、不正あるいは不適切な情報の提供・移転が行われないよう、厳格な基準を設けている。（法令に基づく情報の提供のみを行っている。）

#### **6. 情報ネットワークシステムとの接続**

情報ネットワークシステムを通じて、中間サーバーに保管された特定個人情報の授受が行われるが、中間サーバーについては、国（総務省）が運営管理を行うとしており、番号法の規定に基づく特定個人情報の授受以外に同情報が提供・移転されることはない。

また、情報の授受に当たっては、照会者・提供者とも許可証を取得してから、情報の授受を行うなどの情報漏洩対策が徹底されている。

#### **7. 特定個人情報の保管・消去**

先述のとおり、税トータルシステムについては、専用のサーバー室に機器を設置しており、物理的、技術的な部分も含め、安全管理が施されている。

中間サーバーについても、先述のとおり国（総務省）が安全管理を徹底している。

また、地方税に関する特定個人情報については、随時データの更新・消去が行われ、古い情報がそのまま保管されることはない。

（完納となったデータは随時一定期以後消去される。）

### **IV. その他のリスク対策**

#### **1. 監査**

地方税の特定個人情報を取り扱う①税トータルシステム、②国税連携システム、③中間サーバーともそれぞれ運用規則等の規定に基づき、定期的な監査を受けている。

なお、税務職員については、システムの監査のほか、職員についても監査（税務全般については税務診断、個人番号及び基本4情報については、住民基本台帳ネットワークシステムの利用に伴う監査）を受けることとしている。

## **2. 従業員に対する教育・啓発**

職員については、研修会・会議等を通じて、個人情報保護に関する教育を行うこととしている。

また、国、地方電子化協議会が主催する各種研修会等にも参加する。

### **その他**

地方税に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）のうち、国税連携システム及び中間サーバーに関する部分の記載は、総務省及び一般社団法人地方税共同機構、株式会社TKCから情報提供を受けています。